

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災した後期高齢者医療被保険者に対する保険料および窓口での一部負担金の減免の取扱いについて

1 目的

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により被災された後期高齢者医療被保険者に対し、被災者支援の観点から、保険料および窓口での一部負担金の減免について下記のとおり取り扱うこととし、関係要綱等を整備する。

2 保険料減免について

(1) 対象者

被保険者で、北海道胆振東部地震により災害減免の対象となる者

(2) 取扱い

- (ア) 現行の減免要綱で定める申請書でなくとも、市町村が独自に作成する申請書の写しや、申請者一覧表の提出により、申請書の提出とみなすことができる。
- (イ) 被災事実が公簿等で確認できる場合、罹災証明書その他証明書の添付を省略できる。

※ 減免内容については、現行の減免要綱によるものとする。

3 窓口での一部負担金減免について

(1) 対象者

被保険者で、北海道胆振東部地震により以下の事由のいずれかに該当する者

- (ア) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- (イ) その者が属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- (ウ) その者が属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である場合
- (エ) その者が属する世帯の主たる生計維持者が事業又は業務を休廃止した者
- (オ) その者が属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い者

(2) 取扱い

- (ア) 現行の減免要綱で定める申請書でなくとも、市町村が独自に作成する申請書の提出や、保険料減免申請があった場合にも一部負担金減免申請があったものとするることができる。
- (イ) 被災事実が公簿等で確認できる場合、罹災証明書その他証明書の添付を省略できる。
- (ウ) 減免の割合は全額とする。
- (エ) 申請者が一部負担金減免期間において、既に保険医療機関等に支払った一部負担金について、申請により還付を受けることができる。

(3) 減免期間

被災日（平成 30 年 9 月 6 日）から平成 30 年 12 月 31 日まで

この期間を経過してもなお減免の必要がある場合、現行の減免要綱により調査審査を行い判断する。